# 柔道の礼法と武道の国際化に関する考察

中村 勇\*, 濱田初幸\*

# Discussion of Bowing in Judo and the Internationalization of Budo

Isamu NAKAMURA\*, Hatsuyuki HAMADA\*

#### Abstract

The purpose of the present study was to identify the universal meaning of bowing and the bowing procedure in world judo by clarifying the original aim and meaning in Japanese judo. Furthermore, this study identifies some serious controversies regarding the history of bowing in judo.

In Japanese judo, bowing has the following three purposes: to show respect and appreciation, to show self-control, and to show respect for sacredness. Among these recognized purposes, bowing to show self-control is unique to budo, and is the main reason why it is necessary to follow the proper bowing procedure.

The current forms of bowing in judo were strongly influenced by the Bowing Procedure Guidelines, published in 1942. However, to date, different styles have also become acceptable.

After experiencing some religious and legal challenges in its history, the International Judo Federation (IJF) defined the meaning of bowing as a way to show respect, appreciation, and self-control. This definition included no sacred meaning and avoided mention of any religious meaning. Although the forms of bowing in international judo are the same as those in Japan, a controversy arose regarding where to bow when entering competition halls. After deliberation, it was decided that some bows should not be enforced by the official rules because there was no compelling reason.

The traditions of judo must be respected; however, traditions without universal value cannot survive in the modern world. Therefore, it is necessary to make the distinction in judo between traditions that contain value and those that do not.

**KEY WORDS**: judo, bowing, bowing procedure, budo

### 第一章 序論

武道ではよく「礼に始まり礼に終わる」といわれ、武道修行と礼は不可分とされてきた<sup>14) 43)</sup>。この思想は柔道においても同様であり、柔道家は常に正確な礼法の実施を求められてきた<sup>26)</sup>が、近年の急速な競技化や国際化の中で礼法の乱れが指摘されてきている<sup>14) 15) 24)</sup>。これに対し、近年、国際柔道界でも「一本」のだいご味や柔道の教育的価値の見直しなど原点に立ち返ろうとする動きがあり、国際柔道連盟試合審判規定(以降、国際規

定)による礼法強化に関する改定<sup>8)</sup> や礼法ガイドラインの配布<sup>9) 32)</sup> などが行われてきた。にもかかわらず現在も国際大会における勝利時の派手なガッツポーズや過剰なパフォーマンスへの批判は絶えない<sup>33) 65)</sup>。

この批判は海外選手に限ったことではなく,近年日本選手がその対象となるケースも出てきた。例えば2003 (平成15)年の大阪での世界選手権大会では敗戦後不満そうな態度をとったり,髪の毛を赤く染める選手がいたなど一部日本選手の礼法や態度の悪さについて多くの批判が出たが,特に

<sup>\*</sup>鹿屋体育大学 伝統武道・スポーツ文化系

フランスで永年指導に関わってきた粟津正蔵九段やドイツ柔道連盟会長などは創始国として恥ずべき事と厳しく批判している<sup>4) 29) 57)</sup>。この大会後、全日本柔道連盟(以降、全柔連)は「礼法に於いても、代表の地位を汚さないよう範を示すものでなければならない」と異例のガイドラインを通達したほどだった<sup>57)</sup>。こういった問題は柔道だけでなく、複数の外国人剣道修行者がガッツポーズをしたり審判とけんかしたり、防具を投げつけるなど礼の精神を尊重しない日本選手の存在を嘆いている<sup>2) 19)</sup>ように武道全体にも拡がりをみせているようだ。

このように日本を含めた国際柔道界における礼儀作法に関する問題点を認識した国際柔道連盟 ("International Judo Federation",以降 IJF)では,これまで審判規定や教育活動を通じて礼法を徹底させようとしてきたが,その過程で IJF 審判委員会は国際規定の中で礼法を強制しようと1998(平成10)年に大幅な改定を行った。しかし,このとき選手が一試合で実施する礼を「正面への礼」を含み最大7回義務づけたため,かえってそれぞれの意味を理解しにくくなり批判が高まった\*\*\*。その際どれが必須の礼で,どれが任意の礼でいいのかという議論が発生したが,意見を求められた日本代表者は国内で普通に行われてきた「正面への礼」の目的について世界を納得できる十分な説明を準備できなかった\*\*\*。

本来、日本文化の上に成立してきた武道文化がそのまますんなりと異文化社会で受け入れられるものではないのは当然であろう。特に早期にオリンピック競技種目に選ばれた柔道は国際柔道として独自の発展を遂げてきたが、上述の「正面への礼」の事例は日本柔道の伝統がそのまま国際柔道の伝統として無条件に受け入れられる時代は終わったことを示している。当時国際柔道連盟会長であったパク・ヨンスン氏はIJF主催大会における青色柔道衣導入問題のとき、白色柔道衣保持の立場でその伝統性を主張する日本に対し以下の言葉を投げかけている。

「柔道の文化と日本文化は区別する必要がある。 前者は尊重し守らなければならないが、後者は IJF として守る義務はない」<sup>6) 31)</sup>

急速な競技化の中で次々にオリンピックスポーツとして新しい改革が実行されていく現状で、柔道の伝統一つ一つが国際的視野にたっても普遍的価値を有するか否かを検証していく必要がある。柔道の武道性と競技スポーツ性のバランスを保てるように、柔道の本質に関わる伝統と、そうでない伝統を明確に分離し、世界へ示していくことが創始国日本の役割であろう。

こういった状況をふまえて、本研究では日本柔道における礼の目的と礼法の意味を明確に捉えた上で、国際柔道史上発生した礼に関する問題事例を検証することにより、国際柔道における礼のありかたについて考察を加え、その普遍的価値を探ることを目的とした。

本研究においては、第二章は日本国内の柔道の礼について、第一節で講道館公式資料や柔道および武道関係著作を元にその本来の目的を明確にし、第二節で礼の作法である礼法を取り上げ柔術から現代柔道までの歴史的変遷について文献資料を元に調査し考察した。第三章では、現代の国際競技柔道において近年発生した礼や礼法に関する事例を取り上げ、IJFの公式見解や理事会議事録や資料、全柔連審判委員会議事録を中心に分析することにより、国際競技柔道における礼や礼法について検討を加えた。第四章では、前章までの議論をふまえ日本国内と国際競技柔道における礼や礼法の本質的違いを整理し、今後の海外教育普及への課題について言及した。

国内における礼の目的や礼法の解説などは時代 や人物によって様々であろうが、本研究の中核を 担う参考・引用文献は全柔連、講道館、あるいは 大日本武徳会の役員や指導員などの役職にある著 者の文献を中心に精選した。また、国際柔道にお ける「礼」および「礼法」として研究対象とした のは柔道試合における礼であるが、資料としては、 IJF 理事会,委員会議事録や資料, IJF ウェブサイト上の公式情報,全柔連国際委員会や審判委員会資料,講道館著作物を用いた。

## 第二章 日本における柔道の礼

#### 第一節 柔道における礼の目的

柔道における礼にはまず相手への敬意の念を示すという目的がある。講道館発行の「決定版講道館柔道」によると「形も乱取もその事柄が争いであるから、始めるときにも、終わって後別れるときにも心からの敬意を表し、争いは技術を練る目的でするが、相互の間には尊敬しあっているとして対戦者双方が激しく攻防しあう柔道であるからこそ勝負の前後にはお互いが人格を尊重したのために行うとしている。試合や稽古はありはそのために行うとしている。試合や稽古はあくまで自らの技能を高めるための修行であるから、試合で勝敗が決まった時点で対戦相手ではなら、同じ道を歩む修行仲間としてお互いの存在を認め合い感謝し合う必要がある。

この敬意や感謝の目的で行う礼の存在は一般に 武道の象徴ととらえられることもあるが、こういっ た勝負前後の敬意や感謝の表現は、サッカーでの シャツ交換やラグビーにおけるノーサイドの精神 といったそのスポーツ独特の行為や一般的な握手 や肩を抱き合う行為などいわゆるスポーツマンシッ プとしてスポーツの世界で幅広く行われているこ とである<sup>33)</sup>。つまり相手に対する敬意や感謝は表 現形態こそ異なれども一定のルールの下で敵味方 に別れて競い合うスポーツ全般に共通した価値観 であり、武道においてはそれが礼法という形態で 表現されるのである。

また柔道における礼には、大瀧が述べるように厳しく困難な練習にも打ち勝つ勇気が得られ、秩序と品位を保つことで人としての輝かしさを加えるという特性がある<sup>39)</sup>。礼を実施する際には礼法として厳格な形式に則って行う作法が定められて

いるが、これはどのような肉体・精神状態にあってもこの作法に則って礼を行うことにより自己を抑制し、平常心を取り戻すという効果がある<sup>41)</sup>。 つまりガッツポーズなどの勝利の感情をあらわにするアピールは自己抑制できない行為であり平常心を失った状態であるので、例えその後に正確な礼法を行ったとしても礼の目的を達することにはならない。また、敬意や感謝の表現方法として外来スポーツで行われる握手やハグ(抱き合うこと)には厳格な形式が要求されず感情を直接表現する行為であることから自己抑制の目的をもつ礼と同一視できない部分である。フェンシングにおいては試合開始前後に行う礼法が定まっているが騎士道精神に則った敬意と感謝を示すためであり<sup>5)</sup>、自己抑制を目的としたものではない。

さらに柔道の礼には、これからの修行(試合や稽古)に向けて神聖な領域(試合場や道場)に立ち入ろうとする気持ちの切り替えを示す意味もある。元来命のやりとりを目的とし競技化した今日でも身体的危険度の高い身体的、精神的攻防を行う武道では修行の場である道場を神聖視しており、修行の前後に「神前への礼」として一礼する習慣がある。元来「道場」という呼称はシャカがさとりを開いた場所を示す仏教用語であり35, 古くから多くの武道の道場には神聖な場を示す神棚などが備えてある。

そもそも「修行」とはなにか。「修行」という 言葉も「道場」と同様に仏教用語であり、悟りを 求めて仏法を実践することを意味し、禅の修行法 で使われてきたが<sup>(6)</sup>、広辞苑によると「精神をき たえ、学問・技芸などを修めみがくこと。またそ のために諸国をへめぐること」<sup>(0)</sup>としてある。ま た、柔道大辞典には「技芸を通して人間道を実践 する能力を養うこと。また、そのための努力。日 本の伝統的芸道の理念。一般に、修行は道場で行 う」<sup>(23)</sup>と表現してある。創始者嘉納治五郎は柔道 修行について「攻撃防御の練習によって身体精神 を修養し、この道の神髄を体得することである。 そうして是れによって己を完成し世を補益するこ とが柔道修行の究竟の目的」と述べている<sup>27</sup>。つまり技術や体力向上のために切磋琢磨することでさらに自らを高い次元に押し上げることであり、 荒行を通じて悟りをひらく禅の世界と一致し、そこに神聖さを意識するのであろう。

もっとも嘉納治五郎自身は講道館でさえ神棚を置かず、その理由として信仰は個人の自由であり、教育現場ではなるべく宗教から離れるべきと述べている³⁵)。しかし、公立学校や公共施設では無宗教性を示すため「正面への礼」と置き換えながらも神聖なる場に身を預ける礼は行われており、中、高校生へ道場に入る際の礼の目的について問うアンケート調査では最も多かった回答が「道場の神聖さへの敬意」となるなど⁴⁵)、道場の神聖性とそれへの礼は現在も残ってきている。古代オリンピックがそうであった³¹²²⁵¹ように、歴史的にみてスポーツと神聖性とのつながりは少なからず認められるが、地域限定の民族的競技を除いた現代の一般的スポーツには武道と同様にはっきり表に表しているものはない。

入江らは近世以降の日本武道における礼の意義 として、「自他の峻別の上に立ちながら、しかも 和諧を実現していこうとする儒学思想に基づく士 道的礼」、「身体を律することにより心を鍛えてい こうとする仏教、特に禅思想にみられる修行的礼」、 「俗世界から清浄神聖な境地へ没入するための神 道的礼」の三種類があるとしている14)。この分類 に基づくと相互の敬意や感謝の礼は士道的礼に該 当する。また自己抑制の礼は修行的礼であり、ま た神前や正面への礼に代表される礼は神道的礼に 分類できる。 言い換えると、 士道的礼は相手に対 しての礼、修行的礼は自らを律するための礼、そ して神道的礼は対戦相手や自分自身をも包み込む 修行の空間に対する礼と置き換えることができる のではないだろうか。これまでみてきたように, 柔道など武道における礼は、自らをコントロール するための修行としてその形式である正しい礼法 を厳密に守ることに特徴があると考えられる。

前章でみたように武道の礼は礼法を厳密に守る ことによる修行の目的があるだけでなく,中村が 述べるように礼はそもそも他人に見られることを 前提にするため立ち居振る舞いの約束事があり,

第二節 日本における柔道の礼法の歴史的背景

様式美を追求するという特性がある<sup>34)</sup>。そこで次に柔道における礼法についてどのような作法があるのか検討してみる。

現在行われている立礼と坐礼の方法については、 講道館試合審判規定の取扱い統一条項「柔道における礼法」に明記されている<sup>54)</sup>。規定そのものは 日本国内の一部試合で運用される審判規定である が、同取り扱い条項は国内すべての審判員や選手 へ向けた資料ととらえられる。

これによると立礼においては (1) 上体を約30 度前屈, (2) 両手を膝頭の上, 握り拳約一握り くらいまで体に沿わせてすべりおろし, (3) 一連の動作が終わるまで約4秒 (一呼吸程度) としている。坐礼に際してまず正坐の方法として,

- (1) 左足を約一足長半ひいて、左膝をおろす、
- (2) 爪立てておく, (3) 右足を同様におろす,
- (4) 爪先を寝かせ、両足の親指を重ね、臀部をおるす、(5) 両膝間は握り拳二握り程度、(6) 両手は両太腿の付け根に引きつけ、指先をやや内側にする、とある。

このように柔道の礼法は立礼では30度前屈の敬礼,坐礼は両爪先を寝かす正坐礼,正坐への起坐は「左坐右起」の法になっているが,柔道創始当初からこの通り行われていたわけではない。

1532 (天文元) 年前後に創始され記録が現存する最古の柔術<sup>16)</sup>, 竹内流小具足では, 小太刀を右手に持ちながらの坐礼で, まず左手から三本指にして前につけ, 同様に右手をついた後, 視線を相手からはずさないように軽く頭を下げるとしている<sup>42)</sup>。同流羽手 (素手の柔術) では, 蹲踞で両手を腰横に当てた姿勢から, 三本指をつき, 目線を相手からはずさないように軽く礼を行った後, 真っ直ぐ立ち上がり技に入っていく<sup>43)</sup>。起倒流の形をそのまま残したとされる講道館古式の形の坐礼は

立位から徐々に膝を曲げて、腰を下げ、両掌を膝の上につけ、次いで膝をつき、上体を前へかがめながら両手を前につき、爪立て、腰を立てた形で礼を行う<sup>26</sup>。

1931 (昭和6) 年に嘉納が記した「柔道教本」では「足の甲をぴったり畳につけ」<sup>52)</sup> と爪立てないで正坐での坐礼を指導しているが、他方で「平素道場において乱取を練習する際は、本式に礼をすると時間をとるから、ただ手と頭を本式にすることさえ忘れなければ、足を爪立て、尻を浮かせてしても差しつかえない」とも述べている。実戦的な古武術では礼といえども相手へのすきをみせないことが重要で、すぐ攻撃態勢に移れる形で野外での対戦に対応した蹲踞や片膝つきによる折敷の礼が主流であったが、柔道は畳上で行うことや、蹲踞では安定性に欠ける¹)ことから正座の形になったと考えられる。

しかし、大日本武徳会では、柔道教授の磯貝一が1928 (昭和 2 ) 年に記した「柔道手引き」で、「互いに両足は爪立ち」<sup>17)</sup> とし、また磯貝と栗原民雄が中等学校の柔道教材として記した「大日本柔道教典」には「両足を爪立てて跪き」<sup>18)</sup> としてあり、1906 (明治39) 年制定の柔術・剣道形で採用<sup>33) 34)</sup> して以降、爪立ち坐礼を正式な礼法として採用していた。また1929 (昭和10) 年に中等学校教師で講道館五段の金丸英吉郎が記した指導書でも爪立ち坐礼を紹介している<sup>22)</sup>。

このように創始後しばらくは坐礼を中心に行っていた礼法の仕方は統一されていなかったことが伺えるが、文部省が1942 (昭和17) 年に小笠原流礼法を範にした「礼法要項」を制定すると、翌年大日本武徳会で「大日本武徳会柔道修練者礼法」を制定し、講道館同様、足親指を重ねる指坐に統一することとなり、以降現在に至っている<sup>36)</sup>。

また稽古や試合時の礼法はもともと坐礼であったのが柔道の普及や競技化に伴い次第に立礼で代用されるようになったと考えられる。現在、公式試合の礼法は国際試合審判規定第15条で「試合者は礼をしなければならない」などと「礼」とだけ

記してあるが、同条附則に「すべての立礼は、腰のところで30度の角度であること」とあるように、立礼のみになっている<sup>25)</sup>。一方、講道館試合審判規定では第6条に「互いに立礼を行い」と明示してあるが、「ただし、礼は坐礼を行ってもよい」<sup>55)</sup>との一文を残している。稽古時も開始と終了の整列時の礼以外は一般に立礼が行われている。

### 第三章 国際競技柔道と礼

#### 第一節 国際競技柔道における礼の目的

今や世界の200カ国近くに国家連盟が存在し、 少なくとも100カ国以上で競技力向上が進んでいる<sup>60)</sup> 国際柔道の世界では日本伝統文化である武道 的要素に対して、文化や信仰、宗教など根本的価 値観の違いからくる挑戦を受けてきた。次に国際 柔道の世界において礼がどのように解釈され、扱 われてきたかをみる。ここでは多種多様な指導現 場レベルの教授内容はふれず、国際試合時の礼に 限定し、国際標準としての礼や礼法を検討してい く。

国際競技の舞台で礼の意味を直接問われた最初 のケースは、80年代ころから国際大会参加が目立っ てきたイスラム教選手による礼の拒否の問題であっ た51)。彼らはアッラー以外にはお辞儀をしてはい けないとして試合前後の礼を拒否し、失格になる ケースがしばしばみられてきた。当時はイスラム 教諸国の競技レベルは発展途上で、IIF が直接関 わることが少なく、現地で指導を行う講道館や日 本人指導者らと現地関係者間で協議を続けた結果, 礼には偶像崇拝や宗教的目的はなくイスラムの教 えに反しないという解釈がなされてこの問題は収 束した。現在、アジア柔道連盟教育コーチング理 事であるイラン柔道連盟会長自らがコーチセミナー などで敬意を表す礼法の重要性を積極的に説いて いるが49)51), そもそも敬意や感謝を示す礼の士道 的側面はイスラム社会の価値観と反するものでは なく、誤解が解けるとかえって受け入れやすい部 分なのかもしれない24)。

次に起きた問題は90年代後半に信仰上の理由で試合時の礼法を拒否したことで失格となったカナダ選手やアメリカ人選手による訴訟であり、このとき統括組織としての IJF は大きな危機感を覚えた<sup>11) 12) 21)</sup>。これらの裁判では礼法と神道の結びつきが争点になったが、最終的には柔道の礼法には宗教性はないという司法判断が下された。

これらの柔道が直面した礼に関する2つの問題はその宗教性をどうとらえるかという点が焦点になったことから、IJFとして礼の目的を明確に示しておく必要がでてきた。

1998 (平成10) 年に初めて発行された IJF 審判 マニュアル (IJF Referee Manual) に掲載された IJF 礼法ガイド (Bowing Guide) には礼について 説明を試みている。

その中で礼を以下のように位置づけ,礼法は敬意,感謝,礼儀を表すために行うとしている。

The bowing etiquette sets Judo uniquely apart from other international sports. The gestures are of respect, appreciation and courtesy<sup>8)</sup>.

敬意や感謝の精神のみでは必ずしも他スポーツ との差別化にはなり得ないことはすでに議論ずみ であるが、礼法という特別な敬意表現方法の存在 そのものが柔道の独自性であるという解釈をしている。

次にIJF公式サイトにおける説明では、礼は敬意を表す表現方法であり、稽古前後に師範に対して感謝の意を示し、道場正面への礼は全ての物に対する敬意を表し、相互の礼は相手への敬意と感謝を表すため<sup>201</sup>と説明している。試合時の相互の礼は対戦相手としての敬意と礼儀を示し、また柔道の慣習やルールに対してフェアプレーやスポーツマンシップの精神を示すためとある。さらに礼法は謙遜や感謝の態度を示すものであり、永年の柔道の稽古の中で何度も行うことにより、礼は自然と自分の姿勢や人生観と不可分のものになると解説している。さらに最終的には礼の精神を身に

つけることで優れた社会人として育つと謳ってい く<sup>7)</sup>。

このように、サイト上では稽古や試合で必要な 礼の意味を具体的に説明しているだけでなく、最 終的な人間形成への道具となることに言及し、そ の教育的効果について積極的に紹介している。一 方、宗教性を指摘されやすい道場の神聖性やその 目的の礼の存在に関する記述はない。

また1999 (平成11) 年に IJF 教育委員会が指導者や選手の教育のために準備した「Bowing 'Rei' in Judo Competition」の中で柔道の目的は次のように表現してある。

Because fierce combat techniques are used in judo, it is always important to respect one's opponent and to keep oneself calm. The bowing procedure (Reihou) is a way of demonstrating these attitudes. Any fight without such etiquette is merely violence and cannot be accepted in judo contest<sup>32)</sup>.

ここでは初めて、相手への敬意に加え、自己抑制のためという記述があり、修行的礼としての位置づけが紹介されている。この資料は、IJFの要請を受けた講道館が原案を作成しており、その見解が色濃く反映された形となっている。しかし、試合場への出入り時の礼については

Etiquette when entering the contest area, a special place where the referees are standing<sup>32)</sup>.

つまり、「審判員が立っている特別な場所である試合場に入る際のエチケット」とするにとどめ、ここでも神聖性を排除している。これらの公式資料に共通することは礼の目的は敬意、感謝、自己抑制であり、神聖性については述べていないことである。

第二節 国際競技柔道における試合時の礼法 続いて試合時における礼法についての記述を拾って考察してみよう。

1967 (昭和42) 年の国際規定改定で、選手は試合場内の試合開始線で立礼を行って試合を開始し終了すると記述され、初めて試合は立礼のみで坐礼は行わないという立場が示された<sup>36)</sup>。その立礼の方法について具体的に指示がなく、「腰のところで30度の角度」という記述が追加されたのが1998 (平成10) 年の改定であったが、礼法は本来、ルールで規定する性格のものではないが、礼法の乱れにより明文化されたと考えられる。

この平成10年の改正では、試合における礼を重視するという立場から礼の実施場所について、毎回試合場エリア入退場時と試合場入退場時の礼を行うだけでなく、一連の試合の最初と最後には正面への礼を行うことを義務づけ、正しく実施されない場合はIJFスポーツ理事や競技委員長へ報告し処分の対象とする罰則規定が追加された。これにより、一試合に選手は最高7回礼法を強制されることになったが、追加の理由やそれぞれの礼の目的が明確でないことや、審判員が選手の試合場外の所作まで監視することに関する実務上の問題が指摘され、この改定に疑問視する声があがった。正面への礼についてはKojima IJF 審判理事は

To open a "shiai" the referees and contestants assemble on the contest area and bow to the "Joseki" or head table to honour the high ranking judoka, officials and guests who are in high positions<sup>20</sup>).

と述べており、上席の高段者や役員やゲストなどに行う礼だとした。しかし、この礼を行う朝の第一試合は正面席に誰もいない時や、会場レイアウトの関係で上席がない場合はどうなるのか、といった点が当時指摘されていたことが、全柔連審判委員会での報告からも読み取れる<sup>(1) (2) (4)</sup>。さらに試合場エリアと試合場への礼を両方行う必要性

があるかについても疑問があり、IJF 審判委員会では審判規定に明記し強制すべき礼と自主性に依存する礼をはっきり区別すべきだという結論に達した。

それを受けて、次の2002 (平成14) 年の改定では、正面への礼の廃止、試合場の出入りの時の礼は自主的なもので強制されないとする一方、試合開始線での礼法は「主審の厳格な監督のもとに試合者は公式に礼を行う」<sup>25)</sup> と記述され、これまで以上に厳しく管理されるように変更された。また新たに「正しい礼法を実行することは重要なことである」<sup>25)</sup> の一文が加えられ、正確な礼法の実施を促す文面になった。

もともと、1998 (平成10) 年の改定は、全日本選手権大会など日本の主要国内大会での作法を参考にした Kojima 理事が主導したものと考えられる。同大会は一段高いステージ上で試合を行う大会で、選手が段上にあがって一礼し、試合場に入るときにさらに一礼する習慣がみられる5%。この習慣と毎試合の正面への礼は必ず正面に役員席があり、国旗や嘉納治五郎師範の写真があることを前提にした国内限定規定である講道館試合審判規定で定められており541、IJFではこの創始国の伝統を元に採用したのだが、大会ごとに環境が異なる国際柔道界に、日本独自規定を十分検証しないままそのまま強制力をもたせたまま採用したところに問題があった。

#### 第四章 まとめ

武道および柔道における礼は相手への敬意や感謝,自己の抑制,神聖な場への敬意を示すものであり,入江はこれらを士道的礼,修行的礼,神道的礼と分類した。この中で士道的礼は他スポーツにも存在し,武道の特徴とはいえない。これに対し,修行的礼は厳格な作法である礼法を行うことによって自らの内面を律するという武道独特のものである。神道的礼は修行空間の神聖化という点では世界各地の民族的武術やスポーツにもみられ

る<sup>3) 25)</sup> が,少なくともオリンピックスポーツなど の国際的に普及したスポーツには存在しない。

現在の国内の礼法は1942 (昭和17) 年の礼法要項に準拠するものであり、それ以前は統一されておらず複数の礼法が実施されていた。そもそも礼法は見られることを前提にした様式美であるため、その時々の価値観や環境により変化してきたことは当然でありこの研究で明らかになった。

国際柔道の普及の過程で、礼の目的についてイスラム教や信仰の自由に関係して、その宗教性が問われたケースがあったが、国際柔道界は明確にその関連性を否定した。IJF は公式文書の中で礼の目的を士道的礼と修行的礼の2点に限定しており、神聖性については言及していない。礼の実施場所と対象については,近年、試合時の礼の場所について国際規定の中で具体的に指定したことがあったが、なぜ強制すべきかの事前検証が不十分であったため、その後一部修正せざるを得なかった。

もともと神道などの影響を受けて道場を神聖な 場ととらえたのが日本伝統武道であり、この流れ を受け継ぐ柔道でもその歴史の中で当然のように 神前あるいは正面への礼が行われてきた。しかし、 この礼をルールとして国際的に強制することは多 様な文化・思想との衝突につながってしまう。今 回の研究で、国際柔道においては神聖性を伺わせ る正面や試合場への礼は強制しなくなった一方で, 選手相互の礼は他スポーツとも共有できる敬意や 感謝の目的と、武道固有の自己抑制の目的を有し、 現在でも最重要視され、規定でも強制力を持ち続 けていることが明らかになった。このことはオリ ンピック種目として国際スポーツとして発展して いく中で、できうる限り柔道の武道としての意義 を守っていこうとする国際柔道界の意志の表れで あろう。

礼は本来,選手自身の意志によって行われるべきものであり,外部から強制されては本来の目的を逸脱する。同一文化の中で価値観を共有する日本国内においては説明不要であっても,国際柔道

の世界で礼施行を普及させるためにはいちいちその目的を明確に説明し、共通理解を得る努力を怠ってはならない。

柔道の伝統は日本文化と密接なつながりを持っている。しかし、これからの国際普及ではこれまで国内で伝統とされてきたことの本質を検証せずそのまま押しつけることはできない。本研究で「正面への礼」問題の例にみたように国際社会に通用する根拠を明示できない伝統は今後淘汰されていくことになろう。その伝統が柔道の本質に関わるものであるなら、妥協せず、今後も守り続けていかなければならない。そのためには、万国で共有される「国際柔道としての伝統」とは何かを様々な視点から議論し、研究していかなければならない。

#### 参考・引用文献

- 1) 浅見高明,平井仁 (1994) 正座と結跏趺座における丹田と重心の位置について、武道学研究27:2.
- 2) ベネット, アレック (2003) 特集私の見た日本の 武道-日本武道界よ!世界の武道愛好者を裏切る な!武道9:14-15.
- 3) ボフス, ユリウス (1988) 入門スポーツ史 (稲垣 正浩訳). 大修館:東京, P.12-14.
- 4) 平山佳摂 (2003) 編集後記. 武道11:168.
- 5) 飯田雄久 (1980) スポーツ入門双書14新版フェンシング. ベースボールマガジン: 東京, p.24.
- 6) International Judo Federation (1997) Introduction of the Blue Judogi, the New Tradition. 1997年 IJF 総会配付資料.
- 7) International Judo Federation (2007. 8. 22アクセス) Rituals-Bowing. 国際柔道連盟公式ウェブサイト. http://www.ijf.org/corner/qCornerView.php?Page= 2&MenuCode=EK&Idx=29.
- **8**) International Judo Federation (1998) Refereeing Rules. International Judo Federation:pp.35-36.
- 9) International Judo Federation Education Commission (1998) Education Commission Minutes. International Judo Federation.
- 10) International Judo Federation Executive Committee (1995) IJF EC meeting Minutes (Makuhari), International Judo Federation. (国際柔道連盟内部資料)
- 11) International Judo Federation Executive Committee (2000) IJF EC Meeting Minutes (Rome), International Judo Federation (国際柔道連盟内部資料).

- 12) International Judo Federation Executive Committee (2002) IJF EC Meeting Minutes (Budapest), International Judo Federation (国際柔道連盟内部資料).
- 13) International Judo Federation Refereeing Commission (2001) IJF Referee Commission meeting Minutes (Hungary), International Judo Federation. (国際柔道連盟内部資料).
- 14) **入江康平** (2003) 武道文化の探求. 不昧堂:東京, p.20.
- 15) 同 (2003), pp.126-139.
- 16) 石岡久夫, 岡田和男, 加藤寛 (昭和55) 日本の古 武術. 新人物往来社:東京p.254 - 258.
- 17) 磯貝一 (1928) 柔道手引. 三星社:東京, pp.35-36.
- 18) 磯貝一, 栗原民雄 (1932) 大日本柔道教典. 冨山 房:東京. P.21.
- 19) ジャクソン, ロッキー (2003) 特集私の見た武道-日本人武道家に礼の精神は守られているのだろう か. 武道9:24-25.
- 20) Jim Kojima (2007. 8. 22アクセス) The Highest Form of Respect. 国際柔道連盟公式ウェブサイト. http://www.ijf.org/news/qNewsView.asp?MenuCode=NewsOld&TableName=T News&Idx=78.
- 21) Judge says bowing OK in Judo (2002) Judo Alberta News, 1(2):p.4.
- 22) 金丸英吉郎 (1929) 現代柔道と修練法. 淳風書院: 東京, pp.51-52.
- 23) 嘉納行光他編 (1999) 柔道大辞典. アテネ書房: 東京, p.211.
- 24) 柏崎克彦 (2006) ヨルダン・オリンピックソリダ リティコース報告. 柔道78(2)pp.76-79.
- 25) 小俣幸嗣, 尾形敬史, 松井勲 (2004) 詳解柔道の ルールと審判法. 大修館:東京, pp.134-135.
- 26) 小谷澄之, 大瀧忠夫 (1971) 最新柔道の形全. 不 昧堂:東京, p.255.
- 27) 松川哲男 (2002) 武道とスポーツ. 杉山重利編著 武道十五講. 不昧堂:東京, p.32.
- 28) 松波健四郎 (1989) 古代スポーツと宗教文化. ベースボールマガジン:東京, p.108-116.
- 29) 松尾貴之 (2003) 2003年世界柔道選手権. 武道10: 140-153.
- 30) 本村清人編著 (2003) 新しい柔道の授業づくり. 大修館:東京, p.11.
- 31) 中村勇 (2002) 柔道の国際化~競技と伝統からみ た国際化~. 鹿屋体育大学武道シンポジウム21世 紀の武道の意義:10-12.
- 32) Ryozo Nakamura, Kodokan Judo Institute (1999) Meaning and Procedure of "Bowing (Rei)" in Judo. International Judo Federation. (国際柔道連盟配付

資料).

- 33) 中村民雄 (2004) 今, なぜ武道か文化と伝統を問う 第十七回礼. 武道5:30-33.
- 34) 中村民雄 (2004) 今, なぜ武道か文化と伝統を問う 第十八回坐礼. 武道6:20-23.
- 35) 二木謙一,入江康平,加藤寛編 (1994) 日本史小百科武道.東京堂:東京, p.230.
- 36) 野瀬清喜,春日俊,三宅仁,鈴木若葉,中村良三 (2002) 柔道の礼の変遷とその心. 講道館科学研究 会紀要10:53-68.
- 37) 尾形敬史,小俣幸嗣,鮫島元成,菅波盛雄 (1998) 競技柔道の国際化 - カラー柔道衣までの40年間 - . 不昧堂:東京, p.27.
- 38) オリンピックの歴史 (2007. 8. 22アクセス) 日本 オリンピック委員会公式ウェブサイト. http:// www.joc.or.jp/olympic/history/001.html.
- 39) 大瀧忠夫 (1984) 論説柔道. 不昧堂:東京, pp.60-61.
- 40) 新村出編 (1998) 広辞苑. 岩波書店:東京, p.1272.
- 41) 杉山重利 (2002) 武道とスポーツ. 杉山重利編著 武道十五講. 不昧堂:東京, p.15.
- 42) 竹内藤一郎監修 (1993) 竹内流. 学習研究社:東京, pp. 73-35.
- 43) 同 (2003), pp.121-123.
- 44) 竹内善徳 (1987) 柔道の修行とは. 柔道:3-5.
- 45) 田中守,藤堂良明,東憲一,村田直樹 (2000) 武道を知る.不昧堂:東京,pp.31-32.
- 46) 同 (2000), pp.42-43.
- 47) 藤堂良明,中島英里子,村田直樹(2005)講道館柔道の文化的特性に関する研究 伝統とその継承 . 講道館柔道科学研究会紀要10:15-31.
- 48) 同 (2005), p.23.
- 49) 山下泰裕 (2007. 8. 22アクセス) 柔道を通じた国際交流. JF Supporters Club. http://www.jfsc.jp/webmember/staff\_cont/fr-1204-003-yamashita.
- 50) 山崎俊輔 (2000) 海外指導の諸問題. 竹内善徳編 著 柔道の視点 - 21世紀へ向けて - , 道和書院: 東京, p.57.
- 51) 同 (2000), p61.
- 52) 財団法人講道館 (1987) 嘉納治五郎大系第3巻. 本の友社:東京, p.302.
- 53) 財団法人講道館 (1995) 決定版講道館柔道. 講談 社:東京, pp.35-36.
- 54) 財団法人講道館,全日本柔道連盟 (2001) 講道館 試合審判規定.pp.83-86.
- 55) 同 (2001), p.5.
- 56) 財団法人講道館,財団法人全日本柔道連盟 (2004) 平成16年全日本柔道選手権大会.財団法人講道館: 東京,ビデオテープ.

- 57) 財団法人全日本柔道連盟 (2003) 全柔連事務局のページ. 柔道74(11):114-115
- 58) 財団法人全日本柔道連盟国際委員会 (1999) IJF 理事会報告. 財団法人全日本柔道連盟国際委員会資料.
- 59) 財団法人全日本柔道連盟国際委員会 (1999) IJF 理事会報告 (バーミンガム). 財団法人全日本柔道連盟国際委員会資料.
- 60) 財団法人全日本柔道連盟国際委員会 (2006) 平成 18年度第1回国際委員会議事録.
- 61) 財団法人全日本柔道連盟審判委員会 (2001) 審判委員会議事録1996年10月11日. 小俣幸嗣編 財団法人全日本柔道連盟審判委員会資料集. 小俣幸嗣, p.131.
- 62) 財団法人全日本柔道連盟審判委員会 (2001) 審判規定小委員会議事録1997年2月4日. 小俣幸嗣編財団法人全日本柔道連盟審判委員会資料集. 小俣幸嗣, p.132.
- 63) 財団法人全日本柔道連盟審判委員会 (2001) 審判委員会議事録1997年5月27日. 小俣幸嗣編 財団法人全日本柔道連盟審判委員会資料集. 小俣幸嗣, p.139.
- 64) 財団法人全日本柔道連盟審判委員会 (2001) 審判委員会議事録1999年5月11日. 小俣幸嗣編 財団法人全日本柔道連盟審判委員会資料集. 小俣幸嗣, p.190.
- 65) 財団法人全日本柔道連盟審判委員会 (2001) 審判 小委員会議事録1998年7月3日. 小侯幸嗣編 財団法人全日本柔道連盟審判委員会資料集. 小侯幸嗣, p.161.